

JAPAN BOXING FEDERATION

競技規則

2019年6月1日

一般社団法人

日本ボクシング連盟競技規則

目 次

第 1 条	競技者の区分	1
第 2 条	登録の義務と適格性	2
第 3 条	スコアリングシステム	5
第 4 条	競技の判決	6
第 5 条	バウトレビューリクエスト	7
第 6 条	ファウル	8
第 7 条	ローブロー	9
第 8 条	注意、警告、失格	9
第 9 条	ナックダウン	10
第10条	レフリー	11
第11条	ジャッジ	13
第12条	審判資格	13
第13条	リングサイドドクター	13
第14条	タイムキーパーとゴングオペレーター	14
第15条	アナウンサー	14
第16条	セカンド	14
第17条	リング	16
第18条	リングの付属品	17
第19条	ガムシールド	17
第20条	カッププロテクター	17
第21条	グローブ	18
第22条	ヘッドガード	18
第23条	バンテージ	18
第24条	チェストガード	19
第25条	スポーツエントリーチェック	19
第26条	計量	19
第27条	抽選	20
第28条	ラウンドの時間と回数	20
第29条	デピュティスーパーバイザー	20
第30条	競技者の服装	21
第31条	キャビロン	22
第32条	演技種目	22
第33条	改廃	22

国内の一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規定を適用し、A I B Aテクニカル・コンペティションルールを準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。

用語解説

A I B A 国際ボクシング協会

A I B A主催大会 A O B, 並びにW S Bのすべての大会

A O B A I B Aオープンボクシング

W S B ワールドシリーズオブボクシング

F O P (フィールド・オブ・プレー)

リングサイドでの選手・セカンド・役員のみが入れるエリア（A O Bではリングサイド4メートル四方の範囲）

S V (スーパーバイザー)

A I B Aによる任命を受け、A I B A主催の大会においてすべてのテクニカル関連事項の全責任を担う。A I B A主催の大会すべて（A O B, A P B, W S B）を担うA I B AスーパーバイザーとA O Bスーパーバイザーの資格がある。

D S (デピュティスーパーバイザー)

競技会においてスーパーバイザーの代理を務める人物。

U J (アンダージュニア)

日本国内の10歳（小学5年生）から15歳（中学3年生）の競技者。

※一般社団法人日本ボクシング連盟 → 以下 日本連盟

※フィールド・オブ・プレー → 以下 F O P

※スーパーバイザー → 以下 S V

※デピュティスーパーバイザー → 以下 D S

※アンダージュニア → 以下 U J

巻末資料

別紙1～3 証明書・C T

別紙4 健康申告書

別紙5 競技停止書類

脳震盪段階的復帰プログラム

別紙6 バウトレビューリクエストフォーム

付図A 出場人数試合数

付図B 抽選番号（トーナメント14人の例）

付図C フィールド・オブ・プレー

第1条 競技者の区分

(1) 国内大会における年齢区分 ※U J:アンダージュニア

1	U J小学生の部	10歳～12歳である小学5年生および6年生の男子・女子
2	U J中学生の部	12歳～15歳である中学1年生から3年生の男子・女子
3	ジュニアの部	高体連・国体規定による男子・女子
4	シニアの部	19歳～40歳の男子・女子 ※19歳は年度内に19歳になる者。 40歳は誕生日を基準とする。☎

※☎ 4月2日現在18歳で翌年4月1日までに誕生日を迎えるものはシニアの部への参加資格がある。12月31日までに40歳の者は、その年度シニアの部への参加資格がある。

12月31日までに41歳になる者は、その年度シニアの部への参加資格はない。
演技種目は原則として10歳以上65歳未満とする。

(2) 国際大会における呼称と年齢区分 (男・女)

1	ジュニア	15歳～16歳	※競技者の年齢は誕生日を基準とする。
2	ユース	17歳～18歳	
3	エリート	19歳～40歳	

(3) 体重による区分

①U J小学生の部 (男・女)

31kg級	28kg超 31kgまで
34kg級	31kg超 34kgまで
37kg級	34kg超 37kgまで
40kg級	37kg超 40kgまで
43kg級	40kg超 43kgまで
46kg級	43kg超 46kgまで
49kg級	46kg超 49kgまで
52kg級	49kg超 52kgまで
56kg級	52kg超 56kgまで

②U J中学生の部 (男・女)

33kg級	30kg超 33kgまで
36kg級	33kg超 36kgまで
39kg級	36kg超 39kgまで
42kg級	39kg超 42kgまで
45kg級	42kg超 45kgまで
48kg級	45kg超 48kgまで
51kg級	48kg超 51kgまで
54kg級	51kg超 54kgまで
57kg級	54kg超 57kgまで
60kg級	57kg超 60kgまで
64kg級	60kg超 64kgまで
68kg級	64kg超 68kgまで
72kg級	68kg超 72kgまで

※全日本U J大会・全日本U J王座決定戦では各階級の上限を1kg追加することができる。

③男子ジュニア・シニア

ピン44kg超46kgまで (国内高校のみ適用)	
ライトフライ	46kg超 49kgまで
フライ	49kg超 52kgまで
バンタム	52kg超 56kgまで
ライト	56kg超 60kgまで
ライトウェルター	60kg超 64kgまで
ウェルター	64kg超 69kgまで
ミドル	69kg超 75kgまで
ライトヘビー	75kg超 81kgまで
ヘビー	81kg超 91kgまで
スーパーヘビー	91kg超

④女子ジュニア・シニア

ピン43kg超45kgまで (国内高校のみ適用)	
ライトフライ	45kg超 48kgまで
フライ	48kg超 51kgまで
バンタム	51kg超 54kgまで
フェザー	54kg超 57kgまで
ライト	57kg超 60kgまで
ライトウェルター	60kg超 64kgまで
ウェルター	64kg超 69kgまで
ミドル	69kg超 75kgまで
ライトヘビー	75kg超 81kgまで
ヘビー	81kg超

⑤オリンピック男子

フライ	48kg超 52kgまで
フェザー	52kg超 57kgまで
ライト	57kg超 63kgまで
ウェルター	63kg超 69kgまで
ミドル	69kg超 75kgまで
ライトヘビー	75kg超 81kgまで
ヘビー	81kg超 91kgまで
スーパーヘビー	91kg超

⑥オリンピック女子

フライ	48kg超 51kgまで
ライト	54kg超 57kgまで
ライトウェルター	57kg超 60kgまで
ウェルター	64kg超 69kgまで
ミドル	69kg超 75kgまで

第2条 登録の義務と適格性

すべての選手・セカンド・役員は日本連盟に登録しなければ競技会等に参加できない。

医学的適格性

1 選手手帳への記載

- (1) 競技者は医事委員より競技に適しているとの証明を記載された選手手帳を所持していない場合、競技会に参加できない。
- (2) 競技会途中で選手手帳の記載欄がなくなってしまった場合はその競技会の参加資格を失う。

2 健診について

- (1) 競技者は、年度始めの競技会前に総合健診を受けなければならない。ブロック医事委員長が認めた場合は3月に次年度の総合健診を行うことができる。4月中は前年度の総合健診も有効とする。

- (2) 実戦競技の開始に際してはCTスキャン（MRI）にて頭蓋内病変等によりボクシング競技に支障がないことが証明されなければならない。（別紙1・2）また、くも膜のう胞があり競技を希望する競技者は、日本連盟医事委員の審査と許可を受けなければならない。（別紙3）
- (3) 胸部レントゲン・心電図についてはボクシング開始時・中学・高校・大学の各入学時及び社会人としての競技開始時に受診しボクシング競技に支障がないことが証明されなければならない。
- (4) 血液（血算）・尿検査はボクシング開始時及び年度1回実施する。
- (5) 健診・計量を受けるとき、最新の健診記録が正しく記載された選手手帳を提示しなければならない。健診・計量の時に選手手帳の提示がない競技者は競技することができない。
- (6) 競技者は原則として計量前に医師による健診を受け、試合出場可能な健康状態であると確認されなければならない。計量を円滑に行うために、SV（DS）は健診の時間を早めることができる。開始を早めた場合、この変更をすべての監督に知らせなければならない。
- (7) 男子競技と女子競技が同時開催される競技会においては、原則として健診・計量を男女別の部屋で行えるようにしなければならない。競技者は当該大会の総合健診時と健診時に健康申告書（別紙4）を毎日提出しなければならない。監督は競技者の状態を確認し署名を行う。
- (8) 女子実戦競技の健診は医事ハンドブックに掲載されたスポーツ医学ガイドラインにしたがって実施する。
- (9) 演技競技（女子・UJ）については上記(2)～(4)の健診の義務付けはない。

3 競技の間隔

競技は1日1試合とし、各競技の間は原則として最低12時間あけなければならない。UJでは健康管理上1日1競技のワンマッチとし、原則としてトーナメントは行わない。

4 大会出場を禁止される健康状態

下記のような健康状態にある競技者は実戦競技会に出場することができない。

- (1) 頭皮並びに鼻や耳等の顔やその他のターゲットエリア部分に切創・擦過創・裂創などがある場合。但し、許可されている縫合方法や薬品の使用によって処置・保護されている場合、試合当日の健診時に医師が許可した場合は参加できる。
- (2) 競技者は健診前、競技前にあごひげ、口ひげをきれいに剃らなければならない。競技中はピアスやアクセサリを装着することはできない。髪の毛が長い競技者は目に入らないようにゴムバンド・ヘアーネット等で処置しなくてはならない。
- (3) てんかんを持つ競技者は神経外科医による競技参加許可証がなければ競技に参加できない。
- (4) 水疱期の帯状疱疹や感染の可能性がある皮膚疾患のある場合は競技に参加できない。
- (5) 以下の選手が実戦競技を行う場合は、専門医の診断書を必要とする。
 - ・ 生理機能に影響する埋め込み装置（ペースメーカー・ICD・人工内耳等）を使用している場合。
 - ・ 不整脈（不整脈を惹起する可能性のある心疾患）がある場合。

- 視力矯正手術を受けている場合。
- 歯列矯正を行っている場合。

(7) その他、大会参加が許可されない他の事項については、医事ハンドブックを参照すること。

5 コンタクトレンズ

競技者はソフトコンタクトレンズを装着して競技を行うことができるが、その他のコンタクトレンズは使用することができない。

- (1) 競技者がソフトコンタクトレンズを装着して競技する場合、選手手帳・健康申告書にその旨を記載し、スポーツエントリーチェックで医師に申し出なければならない。
- (2) 競技中にソフトコンタクトレンズを失った場合。
 - ① 競技者が競技を続行することを受け入れれば試合は続行される。
 - ② 競技者が競技の続行を拒否した場合は、相手選手がABD勝ちになる。
- (3) ソフトコンタクトレンズを使用しての矯正視力は両眼とも0.4以上なければならない。
※ソフトコンタクトレンズを使用しない競技者は、裸眼で両眼とも0.1以上の視力でなければならない。

6 KO・RSC後の出場停止期間

KOや頭部に強い打撃を受けてRSCになったと判断した場合、意識喪失のあるないにかかわらずリングサイドドクターはそのダメージを診断し、出場停止期間を選手手帳に記載し、競技停止書類（別紙5）を作成しなければならない。出場停止期間の短縮をすることはできない。

- (1) KO・RSC（頭部に強打を受けた場合）
 - ① 最低30日間は試合出場やスパarringを禁止する。
 - ② 90日以内に再びKO・RSC（頭部に強打を受けた場合）された場合も、最低30日間は試合出場やスパarringを禁止する。
 - ③ 12ヶ月間に3度KOされた場合は、1年間は試合出場やスパarringを禁止する。
※RSCでも頭部に強打を受けた場合はリングドクターの判断で競技停止期間を決定し選手手帳に記入する。
- (2) 出場停止期間を課せられている競技者は、停止期間中トレーニング及びスパarringをしてはならない。
 - ① 練習等においてKO・LOCが起こった場合、指導者はブロック医事委員長に報告しなくてはならない。
- (3) KO・LOC後の措置
 - ① リングドクターは選手手帳に出場停止期間を記入し、ブロック医事委員長に報告する。
 - ② 反則によりKOされた場合その競技者は失格勝ちとなる。しかし、その競技者は翌日以降のその競技会では不戦敗となる。
 - ③ ボディーブロー（ローブローを含む）によるKO・LOCの場合の出場停止期間はリングドク

ターの裁量で決定される。

- ④トレーニング・競技の復帰は脳震盪段階的復帰プログラムに従い指導者の責任で慎重に判断する。

第3条 スコアリングシステム

すべての競技会は「10ポイント・マスト・システム」に基づいた採点システムで行われなければならない。

(1) AIBA認定ソフト使用の場合

- ①5人(3人)のジャッジがリングサイドの4辺(3辺)に座り採点をする。全員のジャッジの得点が競技の判決になる。(付図C FOP 参照)
- ②ジャッジは各ラウンドの終了後、優勢な選手に10点、劣勢な選手に9点～7点の得点を与える。得点は必ず優劣をつけなければならない。
- ③ジャッジは15秒以内に採点パッドにより得点を入力しなければならない。得点は直接DSの管理するコンピューターへ転送される。入力後その得点を変更することはできない。
- ④各ジャッジの得点を(減点分も含めて)集計して同点になった場合、各ジャッジは勝者と認める競技者を採点パッドから入力する。ラウンドの途中で終了となった場合でWPになった場合でも1Rとして採点する。
- ⑤DSは所定の用紙に必要事項を記入しアナウンサーに伝える。
- ⑥試合後ジャッジの得点と氏名は公表される。
- ⑦採点システムに不具合が生じた時は、レフリーは、全員のスコアカードを回収してDSに渡す。DSは全員の得点を採用する。

(2) AIBA認定ソフトを使用しない場合

- ①5人(3人)のジャッジが採点にあたる。(付図C FOP 参照)
- ②ジャッジは各ラウンドの終了後、優勢な選手に10点、劣勢な選手に9点～7点の得点を与える。得点は必ず優劣をつけなければならない。
- ③ジャッジは15秒以内にスコアカードに記入してレフリーに手渡す。
※レフリーは各ジャッジの記入を確認しながら集める。
- ④競技の最終ラウンドのスコアカードに各ジャッジは、勝者と認める競技者を選択する。
- ⑤DSは所定の用紙に必要事項を記入しアナウンサーに伝える。
- ⑥試合後各ジャッジの得点は公表される。(この得点には警告による減点も含まれる)

採点の基準

(1) ジャッジは以下の条件により、両競技者の価値を競技規則に基づき自主的に判断する。

- ①ターゲットエリアへの質の高い打撃の数
- ②技術や戦術の優勢を伴って競技を支配していること
- ③積極性

(2) 得点の与え方

- ①10-9 接近したラウンド
- ②10-8 優勢に試合を進め勝者がはっきりわかるラウンド
- ③10-7 完全に優勢なラウンド

第4条 競技の判決

(1) WP…ポイント

- ①ラウンドごとの各ジャッジが与えた得点により勝者を決定する。競技の勝者はジャッジの多数決により決定する。
- ②故意でないファウルで負傷があり競技がストップした場合、それまでの得点で勝者を決定する。
- ③両競技者同時負傷で競技が続けられない場合、それまでの得点で勝者が決定される。
- ④1ラウンドの終了後以降にリングの損傷・照明の故障・自然災害・その他予期できない状況などで競技者またはレフリーの責任外で競技ができなくなった場合、それまでの得点で勝者を決定する。
- ⑤トーナメントの決勝戦で両競技者ともKOになったときは、それまでの得点で勝者を決定する。

(2) ABD…アバンダン (放棄)

- ①競技者が負傷等により自発的に放棄するか、セカンドがリング内にタオルを投げ入れるかエプロンに上がり放棄を申し出たとき相手競技者はABD勝ちとなる。ただし、レフリーのカウント中は放棄することはできない。
- ②コンタクトレンズを失い競技の続行を拒否した場合。

(3) RSC…レフリーストップコンテスト

- ①ラウンド開始のゴングで競技ができない場合。
- ②片方の競技者に決定的な差がついている場合や劣勢な競技者が過度な打撃を受けているとレフリーが判断した場合。
- ③ダウンの後、競技を続けられないと判断された場合。
- ④打撃を受けリング外まで叩き出された場合、カウント8の後に手助けなく30秒以内にリングに戻れないときは相手の競技者はRSC勝ちとなる。
- ⑤リングドクターのアドバイスでDSが競技の終了を宣告した場合。

(4) RSC-I…レフリーストップコンテストーインジャリー

- ①競技者が反則でない打撃により負傷して競技続行が不適切とレフリーが判断した場合。
- ②競技者が脱臼その他の自らの体が原因で競技を続けられない場合。
- ③ローブロー後の処置規定による90秒の休憩後に競技を再開できない場合。

(5) DSQ…ディスクオリフィケーション (失格)

- ①競技者が反則やその他の理由で失格になった場合。
- ②意図的な反則により負傷して競技が続行できない場合。
- ③1競技で3回の警告を受けた場合、その競技者は自動的に失格となる。
- ④反則により、両競技者とも失格になる場合もある。
- ⑤故意で悪質な反則で失格となった選手には、その競技会における賞状・メダル・ランキングポイント等を一切与えない。選手がスポーツマンらしくない行動により失格となった場合、DSは24時間以内に日本連盟資格審査委員会に報告しなければならない。
- ⑥トーナメントの決勝で両競技者とも失格になった場合は両競技者にメダルは授与しない。

(6) KO…ナックアウト

- ①競技者がダウン後10秒以内に競技ができない場合。
- ②レフリーがダウンした選手に異常を感じカウントを省略してリングドクターを呼び入れた場合。
- ③両競技者がナックアウトの場合は、両者がKO負けとなる。
※トーナメントの決勝戦で両競技者ともKOになった時はそれまでの得点で勝者を決定する。

(7) WO…ウォークオーバー (不戦勝)

- ①一方の競技者がリング内に登場して相手競技者がアナウンス後、リング内に現れない場合ゴングが鳴らされる。ゴングの後、1分間が過ぎてもリングに登場しない場合、リングに登場している競技者の不戦勝となる。
- ②競技者が健診や計量で失格になった場合、相手競技者は不戦勝となる。
- ③DSが事前に不戦が分かっている場合、競技者はリングに上がらず、不戦勝をアナウンスする。
- ④トーナメントで一度も競技をしなかった場合はメダルを授与しない。
- ⑤計量に現れないか失敗した場合はその競技の順位・ポイントを授与しない。
- ⑥医師の診断書を持参し、健診で失格になった場合はその順位・ポイントを獲得する。

(8) 特別な再試合

1ラウンド終了前にリングの損傷・照明の故障・自然災害・その他予期できない状況などで競技者またはレフリーの責任外で競技ができなくなった場合、レフリーは試合を中止できる。再競技は特別な場合を除いて原則当日中に行う。

第5条 バウトレビューリクエスト

競技の判決への抗議は一切許されない。ただし、競技委員長がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合、競技委員長はバウトレビューリクエスト (別紙6) 作成し、セッション終了後までにDS、R&Jイバリュエーターを集めて確認会議を行い、判決を決定する。この会議の決定は直ちに両選手の監督に連絡をする。

第6条 ファウル

次の各項はファウルとして禁止する。

・打撃

- ①ベルトライン以下の打撃，頭や肩，前腕，肘を攻撃に利用すること。
- ②オープン・グローブやグローブの内側・手首・側面で打つこと。
- ③相手の背部を加撃すること。特に首や頭の後ろを加撃すること。
- ④キドニーブロー（背中側にある腎臓付近を打撃すること。）
- ⑤ピボット・ブロー（身体を回転させ裏拳で打つこと。），バックハンド（裏拳）で打つこと。

・ホールディング

- ①ホールドして打つこと。
- ②相手の頭や腕・胴・足を掴んだり，抱いたり，相手の腕の下に手を押し入れること。

・トリッピング（軽快に動いて相手との打ち合いを避け続けること。）

・相手を蹴ること。

・頭突き。

・相手の首を絞めること。

・相手を引っ張ること。

・噛みつくこと。

・反則を受けたことを装うこと。

・相手を押すこと。

・ロープを握って加撃することやロープの不当な利用。

・ライニング・オン（もたれかかること。）やレスリング行為，クリンチで投げること。

・ダウン中や立ちあがりつつある相手を加撃すること。

・ベルトライン以下のダッキング。

・攻撃をとまなわないダブルカバー。故意に倒れること。攻撃を避けるため走って逃げることや背を向けること。

・言葉を発すること

・「ブレイク」を命じられてすぐに後退しないこと。

・「ブレイク」を命じられて後退しないで打つこと。後退して相手が後退する前に打つこと。

・どんな場合でもレフリーに対して反抗的な態度をとること。

・ガムシールドを落とすこと。

①故意にガムシールドを吐き出す行為。この場合，選手は警告を受ける

②理由の如何を問わず，3回ガムシールドを落とした場合に競技者は警告を与えられる。

・腕をまっすぐに伸ばして相手の視界を妨げること。

第7条 ローブロー

ローブローへの処置

- ①アクシデントで、さほど強くないローブローで競技者が訴えていない場合、レフリーは競技を中断せずにローブローの注意を口頭やジェスチャーで示す。
- ②ローブローを打たれた競技者からの訴えがある場合
 - ア 故意で強烈なローブローの場合、反則をした競技者は直ちに失格となる。
※カウント7までは失格とすることができる。
 - イ 8カウントを入れる。

[カウント8後]

- a ローブローを打たれた競技者が競技を続けられる場合、レフリーは必要であれば反則をした競技者に警告を与え競技が再開される。
- b 競技が続けられない場合。

ローブローを打たれた競技者は最大90秒休むことができる。レフリーはこの時「タイム」の掛け声と合図を送る。この場合30秒ごとにタイムキーパーは音を送り、その都度レフリーはローブローを打たれた競技者に競技再開可能を確認する。競技が再開できればローブローを打った競技者に必要であれば警告を与えてから競技が再開される。競技を再開できない場合ローブローを打たれた競技者がRSC-I負けとなる。

第8条 注意・警告・失格

- (1) レフリーの指示に従わない競技者や競技規則に違反する競技者、スポーツマンらしく競技しない競技者や反則を犯す競技者は、レフリーから注意・警告を受けるか失格となる。競技者に警告を与えるとき、レフリーは競技を止めてDSと違反をした競技者にはっきりとわかるように違反と警告を手で示さなければならない。
- (2) 競技者がレフリーから警告を受けた場合、ひとつの警告ごとにその競技者の合計得点から1点減点していく。1試合中3回の警告を受けた競技者は自動的に失格となるが、無警告でも失格になることがある。
- (3) 故意の頭突きや反則打を受けた競技者が怪我をしなかった場合は、反則をした競技者はレフリーから警告をされて各ジャッジの得点から1点引かれるか失格となる。
- (4) 故意の頭突きや反則打が原因で怪我をした場合は、レフリーは相手競技者を失格にしなければならない。
- (5) レフリーが自ら目視確認できなかった反則があった場合、レフリーは全てのジャッジに相談することができる。過半数のジャッジが反則と認めた場合に反則と判断することができる。

- (6) 競技終了後にバンテージに不正が見つかり、それがその競技者に有利と判断された場合は失格となる。
- (7) セカンドの違反に対しDSは注意・退場・失格（大会参加権の剥奪）を命ずることができる。
- (8) 競技者がスポーツマン精神に反する故意の反則をした場合、競技責任者は日本連盟資格審査委員会に報告し、必要であれば日本連盟が制裁を与える。

第9条 ナックダウン

- (1) 競技者が次の状態にあるときはダウンと見なす。
 - ①打撃を受け、足以外の身体の一部が床に触れているとき。
 - ②打撃を受け、攻撃も防御もできずにロープに寄りかかっているとき。
 - ③打撃を受け、体やその半ばがロープの外に出たとき。
 - ④強打を受け、立っていても半ば意識を失い競技を続けられないとレフリーが判断したとき。
- (2) ナックダウン時のカウント。
 - ①競技者がダウンしたらレフリーは「ストップ」をかけ1から8までカウントをする。もし競技者が続けられないなら10までカウントをする。
 - ②ダウンした競技者に解るように手で秒数を示す。
 - ③ダウンしてから「ワン」のカウントまでには1秒経過しなければならない。
- (3) ダウンを奪った競技者。

レフリーに指示されたニュートラルコーナーへすぐに行き、相手が立ちあがってレフリーが「ボックス」と命じるまで待機する。所定のコーナーに行かなければレフリーはカウントを止め、従わせてから続ける。
- (4) ナックダウンした競技者はカウント8まで休止する。ダウンした競技者がそれ以前に競技する用意ができてはならない。
- (5) 両競技者が同時にダウンしたときは1人が倒れている間カウントを続ける。
- (6) カウントリミット
 - ①シニア男子は1ラウンドに3回。ただし、1競技でのカウントリミットはない。
 - ②シニア女子・ジュニアは1ラウンドに3回。1競技で4回とする。
 - ③UJは1ラウンドに2回。1競技で2回とする。
- (7) 打撃を受けリング外まで叩き出された場合、カウント8の後に手助けなく30秒以内にリングに戻れないときは相手の競技者はRSC勝ちとなる。
- (8) レフリーが「テン」までカウントしたときは、KOとして競技は終了する。
- (9) ラウンド終了間際のダウン（カウント）

競技者がラウンド終了間際にダウン（カウント）された場合、ラウンド終了時間が経過してもゴングよりレフリーのカウントが優先される。

- (10) 8カウントの後に新たな打撃をもらわずに再びダウンした場合、レフリーは9, 10とカウントをするか、直ちに競技を終了する。

第10条 レフリー

審判はリング内で競技を管理する1名のレフリーと、一般観衆から離れてリングサイドで採点する5名または3名のジャッジで行う。ただしレフリーは採点しない。(付図C参照)

- (1) 公認審判員は日本連盟の認定を得なければならない。
- ①公認審判員は2年以上の実験的経験をもつか、これと同等以上と認められるもので、競技規則とその適用に精通し中立公正でなければならない。
- ② ジャッジとして資格のない者はレフリーとして行動できない。
- (2) 競技会の審判員リストは審判委員が作成する。
- (3) 競技会の審判割は審判員リストに基づいて作成し、審判長が承認する。
- (4) 競技者と利害関係のある審判員はその競技者が出場する競技のレフリーおよびジャッジを務めてはならない。
- (5) 審判員は連盟の許可がなければ当日出場する競技者やチームのセカンド・コーチ・マネージャーなどを務めたり、連絡を取ったりしてはならない。
- (6) 競技中レフリーに事故があったときは、中断して別のレフリーがリングにあがってから競技を続ける。

服装

- ①審判員は白いシャツ(半袖, 長袖), 黒色のスラックス, 黒色のソックス, 踵の低い黒色の靴及び黒色の蝶ネクタイを着用しなくてはならない。蝶ネクタイについては気候によってSV(DS)の同意があるときは着用をしなくてもよい。
- ②レフリーはシャツの胸ポケットの上に日本連盟のワッペンを付けなければならない。金属の記章・眼鏡・時計・指輪(角のない結婚指輪は除く), その他固いものを身につけてはならない。競技終了後, 採点表を見るために眼鏡をかけることは許可されている。またコンタクトレンズの使用は許可されている。

義務

- ①競技者の安全への配慮をまず念頭に置かなければならない。
- ②ルールとフェアプレーが守られるように厳しく監視する。
- ③あらゆる場合に競技を管理する。
- ④劣勢な競技者が不必要な打撃を余分に受けることを防ぐ。
- ⑤4つの命令語を用いる。
- ・ストップ 競技の中止を命じるとき。
 - ・ボックス 競技の続行を命じるとき。

- ・ブレーク クリンチを解くとき。必ず両競技者をクリーンステップバックさせる。
- ・タイム 競技の中止とタイムキーパーに計時の停止を命じるとき。

- ⑥競技者に対して、適切な合図や口頭による命令、または身振りを用いて反則を示す。
- ⑦レフリーは競技を中断するためや競技者を離すため、または反則を知らせるために手で選手の体に触れてもよい。
- ⑧判決が発表されたら勝者の片手をあげて表示する。
- ⑨競技をストップしたときは、その理由と勝者をDSに知らせなければならない。
- ⑩競技者の負傷についてリングドクターに相談することができる。
- ⑪リングドクターをリングに呼び選手の診察をしてもらうときは、レフリーとリングドクターのみがリングに残る。リングドクターの要請があれば他の助手となる人をリングに入れることができる。
- ⑫負傷が起こり、レフリーがその負傷の原因をはっきり把握できないときは、レフリーは次の手順を踏まなければならない。
 - ア 負傷していない方の競技者にニュートラルコーナーへ行くよう指示する。
 - イ リングドクターにその競技者が試合続行可能かどうかを確認する。ドクターが試合続行可能であると告げれば、レフリーは試合続行を決めることができる。
 - ウ リングドクターが試合続行不可能と告げ、レフリーがファウルを確認していなければ、レフリーは全てのジャッジに意見を求める。そしてレフリーは下記のいずれかの決定をする。
 - a 過半数のジャッジが正当なブローと認めた場合…負傷した選手のRSC-I負け
 - b 過半数のジャッジがファウルと認めた場合
 - I 故意の場合は負傷した選手のDSQ勝ち
 - II アクシデントの場合はそれまでの得点による。

権限

- ①あまりにワンサイドの時は、どんな場合でも競技を中止して勝敗を決めることができる。
- ②負傷その他で競技の続行を不相当と認めたときは競技を中止して勝敗を決めることができる。
- ③スポーツマンライクでないときや消極的な競技を続ける場合は、競技を中止して一方、または両方の競技者を失格にすることができる。
- ④ファウルを防ぎ、フェアプレーを守らせるため注意を与え、警告を発し、ルールの服従を確かめることができる。
- ⑤命令に従わない、または反抗的な態度をとる競技者を失格にすることができる。
- ⑥重大なファウルを犯した競技者を警告の有無にかかわらず失格にすることができる。
- ⑦競技に関してルールの解釈や規定していない問題を処理することができる。

確認事項

- ①競技者のグローブ・ヘッドガード・ガムシールドや服装等を点検する。
- ②競技中にグローブが破損した時は競技を止めて対応する。
- ③競技終了後、両競技者のバンテージを確認する。
- ④競技前に選手・ジャッジ・ドクター・タイムキーパーが適切な位置にいるか確認する。DSの許可を得てからタイムキーパーに競技開始の合図をする。
- ⑤リングで職務を遂行するに相応しい健康状態にあるか、健診を受けなければならない。

第11条 ジャッジ

各試合は原則として5名あるいは3人のジャッジで採点する。競技の判定には全員の採点が採用される。

- (1) 競技中はレフリーやDSから話しかけられた場合を除いて、競技者や他のジャッジ、その他に話しかけることはできない。また、競技者及びセカンドとは競技前後にも会話や合図をしてはならない。
- (2) 判決が公表されるまでは席を離れてはならない。

第12条 審判資格

すべての審判員は日本連盟に登録していなければならない。公認審判員の等級、受験資格、更新については別に定める。

第13条 リングサイドドクター

- (1) リングサイドドクターの権限と責任については医事委員会が管理する。
- (2) レフリーがリング上にドクターを呼んだときは、指示のない限りドクター以外はリング内やエプロンに上がってはならない。
- (3) 選手が傷を負い競技が続行となった場合、インターバルでセカンドから要請があったときに止血についてのアドバイスを行う。
- (4) 競技が終了した競技者の健診を行う。

義務

・リングサイドドクターは健診・競技を円滑に行うために、以下の事項の管理を行う。

- ①競技者の十分な休憩スペース ②健診後、計量への円滑な移動 ③寒い時の暖房や採光、換気
- ・競技中にレフリーから負傷について相談された場合に競技続行か終了かの意見を述べる。
レフリーはリングサイドドクターに相談した場合は意見に従う。
- ・審判員の健康診断を行う。
- ・緊急時の準備を確認する。(酸素吸入・担架・救急用品・避難経路等)

KO・RSCへの対応

- (1) 競技者が意識不明の場合でもドクターからの要請がなければ、レフリーと呼び入れられたドクターだけがリング内に残る。競技者の意識不明が1分を越えれば近くの病院（脳神経科が望ましい）に搬送し診察を受けさせなければならない。
- (2) KO・RSCになった競技者は、試合後すぐドクターによる健診を受け、必要であればセカンドあるいは役員が同道して帰宅する。

第14条 タイムキーパーとゴングオペレーター

- (1) ラウンドの回数と時間、ラウンド間のインターバルの時間を管理する。競技のインターバルはすべて1分である。
- (2) 各ラウンドの開始と終了をゴングまたはブザーによって知らせる。
- (3) 各ラウンド終了10秒前と開始10秒前に音信号で伝える。
- (4) すべての時間とカウントを計時する。レフリーから「タイム」の命令があった場合、計時を中断し、レフリーの「ボックス」という命令で計時を再開する。
- (5) ナックダウン後、音信号を1秒毎にレフリーに出し、レフリーがカウントしている間の経過秒数を示さなければならない。
- (6) ラウンド終了間際に、競技者がナックダウンされ、レフリーがカウントを行っているときは、ラウンドの終了を知らせるゴングは鳴らしてはいけない。ゴングを鳴らすのは、レフリーが試合の継続を示す「ボックス」の命令を出したときである。
- (7) ローブローやLOCが起きたときや、選手がリングから叩き出されたときに計時をする。

第15条 アナウンサー

- (1) 競技前に両競技者の氏名・所属並びにレフリーやジャッジの名前を発表する。
- (2) 各ラウンド開始直後にラウンド回数を発表する。
- (3) DSから最終結果を受け取り、その結果と競技の勝者を発表する。
- (4) ラウンド開始10秒前に、「セカンドアウト」を伝える。ただし、第1ラウンドは除く。

第16条 セカンド

- (1) すべてのセカンドは日本連盟の認定を受けなければならない。等級や資格は別に定める。
- (2) 各競技者はセカンドを3名まで持つことができる。インターバルにそのうちの2名がリング上に上がることができるが、リング内に入れるのは1名のみである。
- (3) セカンドは30cm×20cm×20cmまでのバックを使用できる。
- (4) セカンドの任務
 - ①ラウンドの開始前までに椅子・タオル・バケツ等を片付けてリングから降りる。

- ②競技中セカンドは競技者のためのタオルを保持していなければならない。競技者が競技続行できる状態ではないとき、リングにタオルを投げ入れて選手の放棄（アバンダン）を示す。ただし、レフリーのカウント中は放棄（アバンダン）することはできない。
- ③大会組織委員会から支給された透明のボトルに入った水，あるいは検査を受けた水しか使用することができない。傷を負っている場合，セカンドが使用できるのはワセリン・許可された薬品・ステリストリップ（テープ）である。

（5）禁止行為

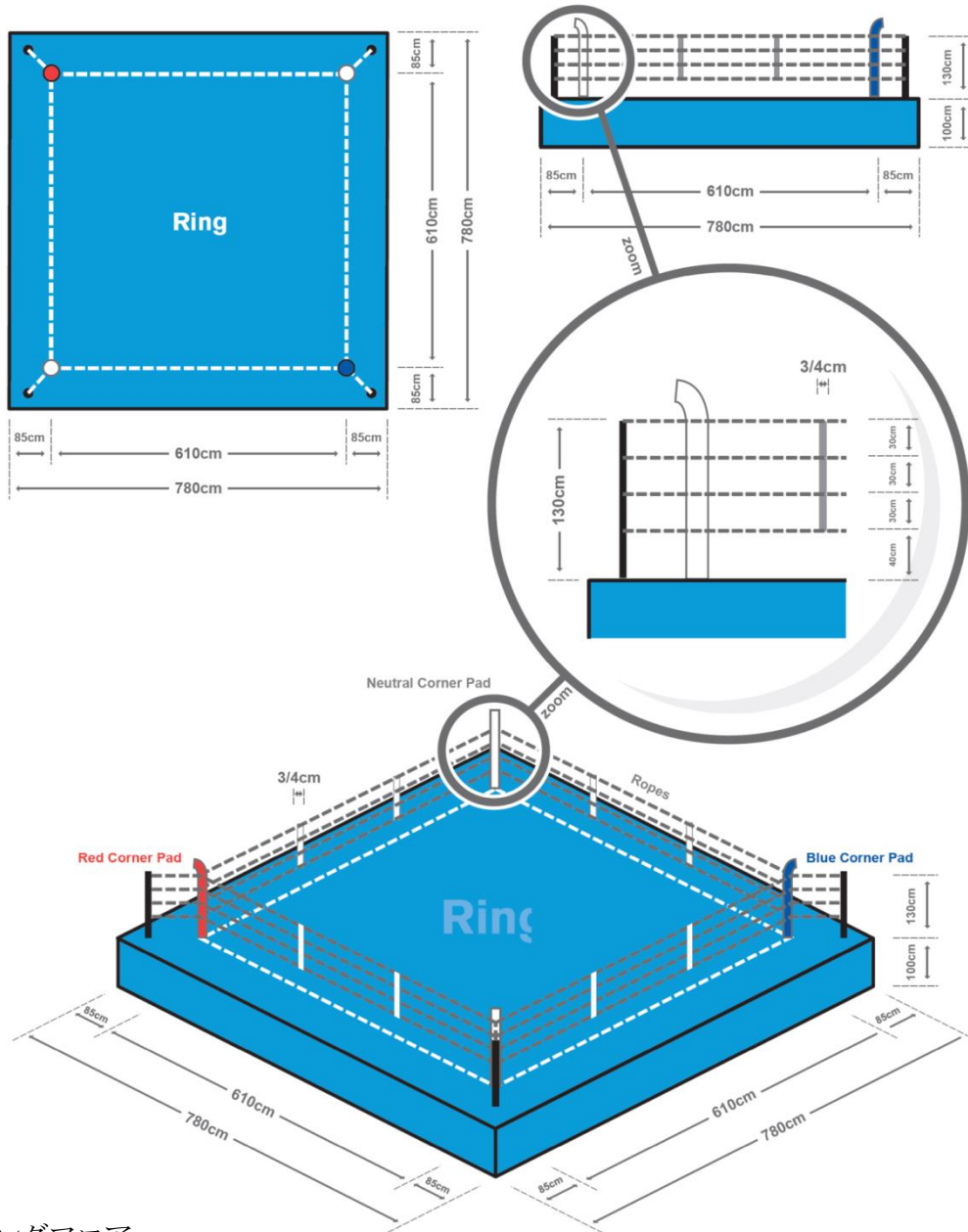
- ①ラウンド中に立ち上がることや，言葉やサインで観衆を刺激してはならない。
リングに触れたり，大声を出したり，競技の邪魔をしたりすることがあってはならない。
- ②ラウンド中は自コーナーから1m離れたところに設置された1.5m×2.5m四方のセカンドエリア内に着席していなければならない。
- ③セカンドエリアから出ることや，レフリーの処置に同意しないことを表現してはならない。
- ④リング内にものを投げ込んだり，椅子や備品を蹴ったり，スポーツマン精神に反する行動をしてはならない。
- ⑤FOPでは，いかなる通信機器の使用も認められない。
- ⑥競技中に競技者に酸素補給をしてはならない。
- ⑦FOP内や競技後にどの役員に対しても発言することや議論することは許されない。

（6）禁止行為への制裁

- ①上記禁止規則に違反した場合は注意を受ける。
- ②2回目の違反に対しては，警告を受け，競技会場に留まることは許されるがFOP区域から退場となる。
- ③3回目の違反でDSによりその日のセカンドは解任される。
- ④セカンドは，2度目の解任を受けたら大会責任者から停職処分を受ける。

第17条 リング

- (1) 日本国内大会は、A I B A公認リングを使用しなければならない。但し、2013年6月以前に購入した日本連盟公認のリングについてはこの限りではない。
- (2) リング・キャンバス等のサイズ…図参照 ※キャンバス地の色は青色とする。



(3) リングフロアー

- ①リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材であること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。
- ②キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。

(4) リングロープ

- ①リングロープ安全な素材で覆われていること。

- ②リングにはコーナーポストのそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4 cmとする。
- ③4本のロープの位置はキャンパスから40 cm・70 cm・100 cm・130 cmである。
- ④辺の4本のロープは3 cmから4 cm幅のキャンパス布2本で等間隔につなぐ。
- ⑤上の2本のロープはピンと張っていないなければならない。下の2本のロープは張りがきつすぎではいけない。レフリー並びにSV (DS) が張りの調整を指示することができる。

(5) 階段

リングには3つ階段を備えつけること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青のコーナーに取り付け、残りの1つはDS側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。

第18条 リングの付属品

実行委員会は、以下のリングの付属品を競技開始の2時間前までに用意する。

- ①ゴング
- ②うがい用の容器2個
- ③役員用の椅子とテーブル (ジャッジ用机：70×70センチ、高さ80センチ)
- ④ストップウォッチ2個
- ⑤採点システム1台
- ⑥スピーカーに接続されたマイク1台
- ⑦医事ハンドブックで義務付けられている救急用具
- ⑧2つのニュートラルコーナーのリング外に不透明の小さなビニール袋
- ⑨各コーナーにセカンド用の椅子3脚
- ⑩ストレッチャー1台
- ⑪リングを拭くためのモップ

第19条 ガムシールド

競技者は必ず歯にしっかりと合ったガムシールドを使用しなくてはならない。赤色及び赤系統の色が含まれるガムシールドの使用は禁止する。

第20条 カッププロテクター

- (1) すべての男子競技者はカッププロテクターを着用しなくてはならない。またジャックストラップを使用してもよい。女子の競技者の使用は任意である。
- (2) カッププロテクターは各自の体格に合ったサイズを使用し、標的領域 (ターゲットエリア・ベルトラインより上) を覆ってはならない。

第21条 グローブ

- (1) 競技用グローブはA I B Aと日本連盟の検定があるものを使用しなくてはならない。
U Jの競技では日本連盟の検定品を使用する。
- (2) 競技者はそれぞれのコーナーの色に応じて、赤または青のグローブをリング入場前に着用しなくてはならない。競技終了後の判定が発表される前に速やかに外さなければならない。
- (3) グローブは主催者または開催地が用意し、S V (D S) が検品しなければならない。競技者所有のグローブの着用は認められない。
- (4) グローブの重さは片手10オンス(284g)あるいは12オンス(339g)とする。皮革の部分は1/2より軽く、詰め物は1/2より重くなくてはならない。
- (5) グローブの詰め物を偏らせたり、凹ませたりしてはならない。
- (6) グローブは清潔で状態の良いものでなければならない。
- (7) 男子シニア・ジュニアのウェルター級からスーパーヘビー級とU J中学生60kg級・64kg級・68kg級・72kg級、U J小学生56kg級は12オンスグローブを使用する。他は全て10オンスグローブを使用する。

第22条 ヘッドガード

- (1) ヘッドガードは競技者の頭部にしっかりと合った状態の良いA I B Aと日本連盟の検定があるものを使用しなくてはならない。U Jの競技では日本連盟の検定品を使用する。
男子シニアの競技のみヘッドガードは使用しない。
- (2) 日本国内ではA I B A及び日本連盟検定品の競技者所有のヘッドガードも使用が認められている。
- (3) 競技者は赤または青のコーナー色のヘッドガードを着用しなくてはならない。
- (4) ヘッドガードは原則としてリング内に登場してから着用しなくてはならない。試合が終了したら競技者は直ちにヘッドガードをはずして競技結果の公表に備える。
- (5) 競技会主催者は、赤・青それぞれ十分な数のヘッドガードの予備を用意しておく。

第23条 バンテージ

バンテージはA I B A又は日本連盟検定品を使用しなくてはならない。バンテージの長さは2.5m以上で4.5mを超えてはならない。バンテージの幅は5.7cm(2インチ1/4)とする。U Jの競技ではこのバンテージの他に長さ1.7m~2.5m、幅3cm~5cmの日本連盟検定品も使用することができる。

日本連盟が認めた試合では、シニアの選手はハンドラップまたは、バンテージとテーピングの併用をすることができる。この場合は、日本連盟役員の検査を受ける。

ハンドラップ

- ・ガーゼ 最大5 cm×15 m (2ロール) 5 cm×10 m (2ロール:ナックル保護用)
- ・テーピング 最大2.5 cm×13 m (ナックルにかかってはいけない)
1.25 cm×13メートル (それぞれの指と指の間に使用)

第24条 チェストガード

- (1) 女子は競技能力を妨げず胸部に良くフィットしたチェストガードを着用してもよい。チェストガードは背部の留め金以外に金属を使用してはいけない。あばら骨を含むターゲットエリアを覆ってはならない。
- (2) UJの男女は各人の体格に合わせた心臓震盪予防のための胸当て(胸パッドを含む)を必ず着用しなければならない。
- (3) 演技競技に於いては、チェストガード及び胸当てを使用する必要はない。

第25条 スポーツエントリーチェック

- (1) すべての日本連盟公認競技会に於いて、チームの監督とコーチは参加競技者の選手手帳・参加申込書の写し・健康申告書・ユニフォーム(赤・青)を持参してスポーツエントリーチェックに参加しなくてはならない。
- (2) スポーツエントリーチェックは競技開始2日前か前日に行う。
- (3) スポーツエントリーチェックは必ず抽選の前に終了していなくてはならない。
- (4) スポーツエントリーチェックはDSと開催地実行委員会役員で執り行い、医師が健康申告書とあらかじめ提出されている女子申告書を確認する。

第26条 計量

- (1) すべての日本連盟公認競技会に於いて、競技者は競技当日の朝に行われる健診・計量を受けなければならない。計量の終了から最初の試合までは3時間を下ってはならない。不可避の事情が生じたときSV(DS)は医事委員長の許可を得て、この条件を緩和することができる。
- (2) 計量は連盟が任命した競技者と同性の役員が執り行う。その他の者は計量に介入できない。主催者は公式計量器と同じ予備計量器を準備し、宿泊施設にも同じ機種 of 計量器を準備する。
- (3) 公式計量は水着か下着を着用して計量するが、必要であれば全裸で計量することもできる。競技者の公式計量は1度だけである。
- (4) 競技者の階級はスポーツエントリーチェックで決定される。競技会最初の計量では、階級の上限・下限とも体重を満たさなくてはならないが、2回目以後の計量では、体重はその階級に満たなくてもよい。
- (5) 計量器は、検定を受けた50g単位以下の電子体重計を使用する。

第27条 抽選

- (1) 抽選はスポーツエントリーチェック終了後に行い、競技開始より3時間前には完了しなければならない。
- (2) 日本連盟公認の競技会において抽選はデジタル抽選システムを使用することが好ましい。デジタル抽選システムに支障がある場合や日本連盟公認競技会以外の競技会では手抽選で行うことができる。
- (3) 競技者が3人以上のときは第2戦の競技者が2名、4名、8名、16名、32名・・・になるようにする。(付図A参照)
- (4) SV(DS)は抽選に間違いがあった場合その階級の抽選のやり直しを命じる権利を有する。
- (5) 競技は出来るだけ軽い階級から重い階級の順に行う。
- (6) 競技者の日本ランキングによるシード制を採用することができる。

原則としてシードできる人数を以下の通りとする。

- ・0人 階級の出場人数3人以下の場合
- ・2人 階級の出場人数4人以上8人以下の場合
- ・4人 階級の出場人数9人以上16人以下の場合
- ・8人 階級の出場人数17人以上

シードの位置

- ・第1シード ダイアグラムの一番上の位置
- ・第2シード ダイアグラムの一番下の位置
- ・第3シード ダイアグラムの下半分の一番上の位置
- ・第4シード ダイアグラムの上半分の一番下の位置

第28条 ラウンドの時間と回数

- (1) 1競技の時間は男子シニア・女子シニア3分3ラウンド、男子ジュニア・女子ジュニア2分3ラウンドとする。但し、ジュニア競技で日本連盟および高体連が認めたときは3分3ラウンドを行うことができる。
- (2) UJ小学生の1競技の時間は1分30秒3ラウンドとする。UJ中学生の1競技の時間は2分3ラウンドとする。ただし、SV(DS)は参加者の年齢経験等を考慮し、競技時間及びラウンド数を短縮することができる。
- (3) 各ラウンドのインターバルは1分とする。

第29条 デピュティスーパーバイザー(DS)

日本連盟主催やその他の競技会にはDSをおく。DSを務められるのは日本連盟がDSとして資格を認定した者とする。競技会には全体を管理するDSとレフリーの管理とセカンドの違反に対して注意・警告する役割のサブDSをおく。

- (1) 日本連盟主催の競技会におけるDSは、DS資格を有する競技委員及び審判部の中から若干名を理事会で選出する。DSは健診・計量・競技に関する責任者である。
- (2) DSは各競技開始前に選手・審判・医師・アナウンサー・タイムキーパーが正しい位置にいて競技ができるかを確認してレフリーに競技開始許可の合図をする。
- (3) レフリーが明らかに競技規則に違反した決定を行ったときやジャッジがスコアカードに間違っただけの記載をしたとき、DSは助言することができる。
- (4) リングドクターから競技の中止を進言されたときは、レフリーに競技の中止を勧告することができる。
- (5) 判決の結果をアナウンサーに知らせる。判決がアナウンスされるときにどちらの競技者が勝ったかをレフリーに示す。バウトリザルトにサインをして保存する。
- (6) 審判を評価し、規則を有効適切に行わないレフリーと採点の不十分なジャッジを審判から外す義務がある。該当の審判氏名と理由を審判部に報告する。
- (7) レフリーの判決が不適切な場合、バウトレビューを行うことができる。しかし、ジャッジの判決はどんな場合でも覆すことはできない。抗議は一切受け付けない。
- (8) 特別な場合を除いて、その競技会のレフリーやジャッジを務めることはできない。
- (9) 正常な状態で競技できないような事態が起きたときやレフリーが任務を続けられないときは競技が再開できるまで中止することができる。
- (10) 同じ地域（都道府県）やチームの競技者の試合でDSを務めることはできない。

第30条 競技者の服装

- (1) 競技者はスパイクのない踵の低い柔軟なシューズを履き、膝にかかからない長さのトランクス、胸と背中を覆うランニングシャツを着用して競技する。女子の実戦競技者は短い袖のTシャツ（ノースリーブを含む）を着用する。競技者はユニフォームに安全ピン等を付けることはできない。女子競技者はトランクスの代わりに競技用スカートも着用することができる。
- (2) 競技会ではコーナーカーのユニフォーム(赤:Pantone185, 199, 485青:Pantone286, 293, 661)か、団体戦等の日本連盟が認めた競技会ではスクールカラー、チームカラーのユニフォームを着用することができる。
- (3) ベルトライン（へそと臀部の頂点を結んだ線）は白色またはトランクス、ランニングとはっきりと違う色で6 cmから10 cmの幅でなければならない。
- (4) 女子の競技においてヘッドガードに髪が収まるように、ヘアーネット・ゴムバンド・スイミングキャップを使用してヘッドガードから髪が出ないようにしなければならない。
※スイミングキャップが望ましい。
- (5) 日本連盟・A I B Aスポンサーロゴを除き、製造企業ロゴの面積は、トランクス・ランニングにそれぞれ一か所で30平方cm以内とする。
- (6) ユニフォームの確認は監督会議前のスポーツエントリーチェックで行う。

第31条 キャビロン

ヘッドガードを使用しない競技では、競技者はカット予防のためにキャビロンを使用することができる。

第32条 演技種目

服装は第29条に準ずるが、上半身は短い袖のTシャツも可とする。下半身はトランクスまたは半ズボンとする。バンテージを装着するが、カッププロテクター・チェストガード・ヘッドガード・ガムシールド等は着用しない。

(1) 演技種目の体重区分は次の通りとする。

- | | | |
|---------|-------|----------------|
| a. 超軽量級 | | 40kgまで (UJに限る) |
| b. 軽量級 | | 51kgまで |
| c. 軽中量級 | 51kg超 | 59kgまで |
| d. 中量級 | 59kg超 | 71kgまで |
| e. 重量級 | 71kg超 | |

(2) 計量は第25条に準ずるが競技日の朝に限らず、日程中の適当な時期も可とする。

(3) 競技者は、所定の計量の時刻までに医師の健診を受け、競技に適した健康状態であることを診断されなければならない。

(4) 採点は原則としてジャッジ3名で行うが、他に種目を指示する者と演技を補助する者が競技に関わる。種目・採点基準及び認定については別途実施基準により定める。UJおよび女子の実戦参加はC級以上の認定を受け、かつ練習開始後1年を経過していなければならない。

(5) 演技種目の出場年齢は原則として10歳以上65歳未満とする。ただし、競技会主催者は参加人数、規模、競技者の健康状態および医師の意見等を考慮して適宜年齢制限を加えることができる。

第33条 改廃

この競技規則の改廃は、審判部にて原案を作成し、理事会の承認を経て行う。

附則

1 この基準は令和元年5月19日に改訂して施行する。